

猪名川上流広域ごみ処理施設組合告示第12号

国崎クリーンセンター啓発施設の指定管理者を下記のとおり指定したので、国崎クリーンセンターの設置及び管理に関する条例（平成20年第26号）第15条第2項の規定により告示する。

令和3年11月12日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合  
管理者 越田 謙治郎

記

- 1 指定管理者となる団体の名称等  
名 称 株式会社トータルメディア開発研究所  
所在地 東京都千代田区紀尾井町3番23号
  
- 2 管理を行わせる公の施設の名称  
国崎クリーンセンターの施設のうち  
(1) リサイクルプラザ啓発施設  
(2) 焼却施設、リサイクル施設の見学者通路等（ギャラリーを含む。）  
(3) 多目的広場（倉庫棟を含む。）  
(4) 自然学習ゾーン（組合が定める管理の範囲に限る。）
  
- 3 指定の期間  
令和4年4月1日から令和11年3月31日まで